

# 令和4年2月議会

## 予算特別委員会資料

### (第2分科会・市民文化スポーツ局)

1	令和4年度 一般会計予算総括表	.....	2
2	令和4年度 歳入予算概要について	.....	3
3	令和4年度 歳出予算概要について	.....	4
4	債務負担行為（当該年度提出に係る分）	.....	5
5	令和4年度の主な取組みについて	.....	6
6	議案要旨<条例議案>	.....	1 3
7	議案要旨<一般議案>	.....	1 4

# 1 令和4年度 一般会計予算総括表

(歳入)

単位:千円

款	令和4年度予算(A)	令和3年度予算(B)	比較(A)-(B)
17 使用料及び手数料	1,394,368	1,373,089	21,279
18 国庫支出金	941,013	1,233,172	△ 292,159
19 県支出金	12,013	141,095	△ 129,082
20 財産収入	153,702	140,124	13,578
21 寄附金	45,000	80,000	△ 35,000
22 繰入金	151,457	160,457	△ 9,000
24 諸収入	609,767	676,157	△ 66,390
25 市債	1,429,100	1,779,500	△ 350,400
合計	4,736,420	5,583,594	△ 847,174

増減率△15.2%

(歳出)

単位:千円

款項目	令和4度予算(A)	令和3度予算(B)	比較(A)-(B)
2.2.8 区役所費	1,397,502	1,271,340	126,162
2.2.11 住居表示費	6,774	7,058	△ 284
2.2.12 交通遺児奨学費	14,977	14,977	0
2.3.4 文化振興費	3,242,408	4,171,448	△ 929,040
2.3.5 スポーツ振興費	2,418,484	3,403,885	△ 985,401
2.3.6 美術館費	393,644	315,578	78,066
2.3.7 博物館費	368,013	332,719	35,294
2.4.1 市民総務費	3,797,064	3,734,384	62,680
2.4.2 消費者行政費	111,902	117,860	△ 5,958
2.4.3 生涯学習費	355,003	487,294	△ 132,291
2.6.1 戸籍住民基本台帳費	1,152,466	1,238,276	△ 85,810
合計	13,258,237	15,094,819	△ 1,836,582

増減率△12.2%

## 2 令和4年度 歳入予算概要について

(歳入内訳)

単位:千円

頁	款・項・目	令和4年度 当初(A)	令和3年度 当初(B)	比較(C) (A)-(B)	主な収入
24   25	17. 1. 1 総務使用料	1,025,008	1,008,896	16,112	・文化施設使用料 289,805 ・スポーツ施設使用料 479,084
30	17. 2. 1 総務手数料	369,360	364,193	5,167	・戸籍住民基本台帳手数料 276,952
38   40	18. 2. 1 総務費国庫補助金	935,968	1,228,127	△ 292,159	・社会保障・税番号制度対応 事業費 619,205
62	18. 3. 1 総務費委託金(国庫)	5,045	5,045	0	・中長期在留者住居地届出等 事務費 4,000
66   67	19. 2. 1 総務費県補助金	12,000	141,082	△ 129,082	・福岡県消費者行政推進事業補助 金 9,000
77	19. 3. 1 総務費委託金(県)	13	13	0	・権限移譲事務交付金 8
79   81	20. 1. 1 財産貸付収入	119,157	105,070	14,087	・区役所庁舎貸付収入 24,742 ・コムシティ貸付収入 68,329
81   82	20. 1. 3 基金運用収入	2,570	3,079	△ 509	・文化振興基金利子等 2,537
82	20. 1. 5 特許権等運用収入	1,000	1,000	0	・文学館管理著作権使用料 1,000
83	20. 1. 6 施設命名権収入	30,975	30,975	0	・ミニワールドスタジアム 北九州ネーミングライツ収入 22,000
84	21. 1. 1 総務費寄附金	45,000	55,000	△ 10,000	・文化行事等寄附金 19,000 ・スポーツによるにぎわいづく り基金寄附金 20,000
85	21. 1. 6 一般寄附金	0	25,000	△ 25,000	
86	22. 1. 3 市民太陽光発電所 特別会計繰入金	16,000	12,500	3,500	
87	22. 2. 3 美術品取得基金繰入金	3,884	3,884	0	
88	22. 2. 10 文化振興基金繰入金	94,615	107,115	△ 12,500	
88	22. 2. 11 スポーツによるにぎわい づくり基金繰入金	20,000	20,000	0	
88	22. 2. 12 交通安全対策事業 推進基金繰入金	7,000	7,000	0	
88	22. 2. 15 山九交通遺児奨学金 基金繰入金	9,958	9,958	0	
91	24. 1. 3 過 料	186	135	51	・条例違反過料 186
92	24. 3. 1 総務費貸付金元利収入	52,610	52,650	△ 40	・文化事業貸付金収入 50,000
97	24. 4. 1 総務費受託事業収入	137,476	192,545	△ 55,069	・埋蔵文化財発掘調査等受託 事業 129,376
99	24. 6. 2 弁償金	3	3	0	・臨時運行許可番号標弁償金 3
99   101	24. 6. 4 雑 入	419,492	430,824	△ 11,332	・スポーツ振興くじ助成金 105,456 ・図録販売等収入 181,991
107   108	25. 1. 2 総務債	1,429,100	1,779,500	△ 350,400	・本城陸上競技場改修等事業 187,000 ・市民センター整備事業 651,200
	<b>合 計</b>	<b>4,736,420</b>	<b>5,583,594</b>	<b>△ 847,174</b>	

※頁は「一般会計予算に関する説明書」の該当頁

### 3 令和4年度 歳出予算概要について

(歳出内訳)

単位:千円

頁	款・項・目	令和4年度 当初(A)	令和3年度 当初(B)	比較(C) (A)-(B)	主な支出
119	2.2.8 区役所費	1,397,502	1,271,340	126,162	・区役所及び出張所管理経費 1,000,529
120   121	2.2.11 住居表示費	6,774	7,058	△ 284	・実施区域維持管理経費 5,594
121	2.2.12 交通遺児奨学費	14,977	14,977	0	・山九交通遺児奨学金 9,958 ・山九交通遺児奨学金基金 積立金 5,019
123   125	2.3.4 文化振興費	3,242,408	4,171,448	△ 929,040	・芸術文化振興経費 248,398 ・芸術文化施設維持管理経費 1,406,673 ・文化財保護経費 422,690
125   126	2.3.5 スポーツ振興費	2,418,484	3,403,885	△ 985,401	・スポーツ施設整備費 451,076 ・スポーツ施設維持管理経費 1,475,510
126   127	2.3.6 美術館費	393,644	315,578	78,066	・美術展開催経費 118,519
127	2.3.7 博物館費	368,013	332,719	35,294	・企画展・特別展開催経費 63,570 ・博物館維持管理経費 231,035
129   130	2.4.1 市民総務費	3,797,064	3,734,384	62,680	・市民センター整備経費 692,860 ・市民センター管理運営経費 2,046,593 ・まちづくり推進経費 346,244
130	2.4.2 消費者行政費	111,902	117,860	△ 5,958	・消費生活相談業務等推進 経費 79,855 ・計量管理指導及び検査等 経費 22,727
130   131	2.4.3 生涯学習費	355,003	487,294	△ 132,291	・生涯学習センター管理経費 260,350
134	2.6.1 戸籍住民基本 台帳費	1,152,466	1,238,276	△ 85,810	・市民課入力業務等委託経費 163,200 ・マイナンバーカード関連事業 603,041
	<b>合 計</b>	<b>13,258,237</b>	<b>15,094,819</b>	<b>△ 1,836,582</b>	

※頁は「一般会計予算に関する説明書」の該当頁

#### 4 債務負担行為（当該年度提出に係る分）

一般会計予算に関する説明書（269～272頁）

事項	期間	限度額
区役所・出張所改修事業	令和 5年度	29,000
折尾出張所老朽化対策事業	令和 5年度	8,000
小倉北区役所庁舎電気・機械等設備管理業務	自 令和 5年度 至 令和 9年度	322,000
公用車リース経費（小倉南区分）	自 令和 5年度 至 令和12年度	109,200
北九州芸術劇場改修事業	令和 5年度	239,000
響ホール・国際村交流センター改修事業	令和 5年度	88,000
新門司サブグラウンド整備事業	令和 5年度	77,000
美術館エレベーター更新事業	令和 5年度	30,000
博物館外壁改修事業	令和 5年度	104,000
公用車リース経費（八幡西生涯学習総合センター業務）	自 令和 5年度 至 令和10年度	1,200
証明書発行用ファクシミリリース経費	自 令和 5年度 至 令和 7年度	34,000

## 5 令和4年度の主な取組みについて

### (1)「創造都市・北九州」の実現

#### ○ 創造都市推進事業 17,900千円

「東アジア文化都市北九州」で醸成した、市民自らが作り手として参加する風土や、中韓との文化交流、映像文化の振興等の様々なレガシーを引き継ぎ、「創造都市・北九州」の実現に向けた取組みを実施する。

#### ○ ⑨文化芸術活動活性化支援事業 20,000千円

コロナ禍において、市内の文化芸術活動の活性化に資するよう、アーティスト活動の支援や、文化芸術活動総合相談窓口を設置する。

#### ○ 北九州メディア芸術創造拠点推進事業 53,000千円

メディア芸術の資源を活かした文化芸術の振興を図るため、「北九州アニメソングピアノライブ2022」や「台湾漫画家によるアーティストインレジデンス」など国内外へ都市イメージを発信するメディア芸術イベントを開催する。

#### ○ 映像製作誘致強化関連事業 27,356千円 (うち 関門連携による国内外映画・テレビドラマ誘致・支援事業 6,200千円)

映画・テレビドラマ等のロケ誘致や撮影支援を行い、本市の知名度と都市イメージの向上を図る。また、活動成果の市民との共有や「映画の街・北九州」という都市ブランドの発信により、まちのにぎわい創出や市民交流等のまちづくりにつなげる。

#### ○ 北九州国際音楽祭 40,000千円

地域の音楽文化の向上を図るため、海外オーケストラのほか、国内外のアーティストによる公演や小中学生の鑑賞教室など、多彩なプログラムの国際音楽祭を開催する。

○ **⑧ 日中詩人会議 2022 北九州事業** **5,000 千円**

北九州市をフィールドに、日本と中国の詩人による朗読会やトークイベントなどの市民交流事業を実施する。

○ **北九州市東田ミュージアムパーク関連事業（局所管分）** **39,210千円**

いのちのたび博物館を中核に、文化施設や商業施設等が連携し、施設の魅力向上のほか、東田地区を中心とした地域の活性化や観光客の誘客に向けた取組みを実施する。

○ **⑨ 博物館開館 20 周年記念関連事業** **43,300 千円**

開館20周年を記念して、常設展示のリニューアルにより魅力アップを図るとともに、科学館や新規商業施設等と連携したイベントを実施する。

○ **⑩ 日本遺産サミット（フェスティバル）in 関門開催事業** **13,000 千円**

日本遺産に認定されている全国各地の団体が一堂に会し、日本遺産の魅力を一体となって発信する「日本遺産サミット(フェスティバル)」を、関門エリア（下関市・北九州市）で開催する。

○ **埋蔵文化財センター移転事業** **113,000 千円**

埋蔵文化財センターの旧八幡市民会館への移転に向け、必要となる改修のための実施設計を行う。

**(2) スポーツを通じたまちのにぎわいづくり**

○ **大規模国際スポーツ大会等誘致事業** **10,000 千円**

スポーツによるまちの活性化を目的に、大規模国際スポーツ大会や代表チームの事前キャンプの誘致・開催支援を行う。

○ **⑧国際スポーツレガシー推進事業** **5,000 千円**

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」、「2021 世界体操・新体操選手権北九州大会」で行ってきた各国、各競技団体との交流を引き続き推進し、レガシーを構築する。

○ **ウェールズレガシープログラム推進事業** **2,000 千円**

「ラグビーワールドカップ 2019」を契機に、ウェールズラグビー協会と締結したレガシー協定に基づき、友好協力関係を持続発展していくため様々な交流事業を実施する。

○ **夢・スポーツ振興事業** **9,500 千円**

国際・全国大会で活躍する選手を育成するため、ジュニア世代がトップアスリート等から直接指導を受ける講習会等を実施する。

○ **ギラヴァンツ北九州支援事業** **40,000 千円**

本市のシンボルチームである「ギラヴァンツ北九州」を支援するため、ホームゲーム開催経費や遠征費の一部を補助する。

○ **⑨本城陸上競技場改修等事業** **311,900 千円**

日本陸上競技連盟の第二種公認施設としての公認が令和 5 年 3 月に期限を迎えるため、更新のために必要なトラックの改修や老朽化した器具の買い替え等を実施する。

○ **⑩体育館（予定避難所）空調設備事業** **4,500 千円**

予定避難所となっている香月スポーツセンターについて、避難所環境の改善のため、空調設備の設計を実施する。



### **(3) 安全・安心を実感できるまちづくり**

#### **○ 日本トップクラスの安全・安心なまちづくり関連事業 6,929 千円**

防犯活動の参加者拡大や刑法犯認知件数の減少など、北九州市安全・安心条例第2次行動計画の目標を達成するため、事業者や学生等による自主防犯活動の活性化等を図るとともに、警察や関係団体と連携し、安全・安心なまちづくりを推進する。

#### **○ 子どもと女性の犯罪被害防止対策事業 2,886 千円**

子どもと女性の犯罪被害を防止するため、子どもや女性を対象とした安全セミナーに加え、子どもを見守る保護者や教員等を対象とした見守りセミナー等を開催し、防犯意識や知識の向上を図る。

#### **○ 繁華街客引き行為等対策事業 1,000 千円**

繁華街で増加している居酒屋等による迷惑な客引き行為を防止するため客引きに対する注意喚起や有識者による対策会議等を実施する。

#### **○ 防犯カメラ関連事業 71,671 千円**

うち 防犯カメラ事業	57,951千円
うち 防犯カメラ設置補助事業	13,720千円

犯罪を抑止し、市民生活等の安全・安心を確保するため、人の多く集まる繁華街や幹線道路、駅周辺において、防犯カメラの設置・運用を行う。

更に、各種犯罪の防止や市民の安全を将来に渡って確保するため、平成24年度から運用し、老朽化している繁華街の防犯カメラを更新する。

また、地域団体や事業者が公共空間を撮影する防犯カメラの設置経費の一部を補助する。

#### **○ 防犯灯関連事業 165,804 千円**

夜間における犯罪の発生防止や通行の安全を図るため、防犯灯の整備・維持管理を行うとともに、防犯灯のLED化を促進する。また、地域が設置する防犯灯の設置費及び維持費の一部を補助する。

**○ 暴力追放の推進** **10,988 千円**

福岡県警察・県暴追センターと協力し、市民等の暴力追放意識のさらなる高揚を図るとともに、建物等を暴力団事務所として使わせないための市民運動・住民訴訟等の費用を補助し、社会全体での暴力団排除機運の向上を図る。

**○ 民事介入暴力相談事業** **2,855 千円**

民事介入暴力等の相談に応じ、相談者の問題解決を図るため、専門的な知識を有する民事介入暴力相談員を配置する。

**○ 新暴力団員の社会復帰対策推進事業** **10,000 千円**

暴力団員の離脱・就労を促進し、暴力団の弱体化を図るため、暴力団員の離脱・就労支援に関する相談窓口を設置するとともに、暴力団離脱者を雇用した事業者に対し、同離脱者の資格等取得や引越し費用の一部を補助する。

**○ 消費者啓発の推進** **11,755 千円**

悪質化・巧妙化する消費者被害や、ニセ電話詐欺による被害を未然に防止するため、各種啓発事業や高齢者の見守りの輪を広げる取組を実施する。

**○ 「守れ！若者消費者」メディアミックス戦略** **1,800 千円**

令和4年4月からの成年年齢引下げによる、若者の消費者被害拡大防止に向け、若者が陥りやすいトラブルの事例やその対策を学べるポータルサイトを運営し、これと連動して各種SNSにより情報発信・拡散を行う。

**(4) 市民主体の地域づくりの推進等**

**○ 区行政推進事業** **140,095 千円**

市民に身近な存在である区役所が、地域の特色やニーズを踏まえた事業を行うことにより、まちづくりの推進を図る。

○ **⑧出張所におけるオンライン相談（実証実験）** **8,000 千円**

区役所と出張所をTV会議システムで繋ぎ、区役所でしか対応していない相談業務について、出張所でも対応が可能か検証するため、対象出張所を拡充し、実証実験を行う。

○ **⑨市民課業務デジタル化事業** **5,300 千円**

市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、キャッシュレス決済を各区役所市民課窓口を導入する。

○ **⑩おくやみコーナー運営事業** **15,500 千円**

死亡後に必要となる各種手続の案内やデジタル技術による申請書作成支援を一体的に行える「おくやみコーナー」を区役所内に設置することにより、遺族の負担を軽減し、市民サービスの向上と業務の効率化を推進する。

○ **マイナンバーカード関連事業** **603,041 千円**

マイナンバーカードの普及を図るため、月2回の区役所の休日開庁を継続するとともに、平日夜間や土日に、リバーウォーク北九州内にあるサテライトコーナーで、マイナンバーカードの申請や受取に対応する。

○ **地域コミュニティ活動の推進** **31,264 千円**

地域団体へのまちづくり専門家の派遣などを通じて、住民主体の地域づくりを促進する。また、自治会活動支援に向けたアプリを開発・試験導入し、自治会役員の負担軽減を図るとともに、若い世代の自治会加入促進を図る。

○ **市民センターの維持管理** **2,765,842 千円**

住民主体の地域活動の拠点となる市民センターについて、適切な管理運営や必要な施設整備を行う。

**○ 多様な主体による市民活動の輪づくり事業** **2,566 千円**

NPO活動の活発化と、地域の活性化を図るため、NPOと多様な主体とのマッチングを強化するコーディネート業務を実施し、課題の掘り下げや、企業・地域等との協働事業を促進する。

**○ 地域で育もう「未来の種」事業** **3,000 千円**

地域づくりの未来の担い手である子どもたちの健全な発達・育成に向けて、市民センターが中心となって、まちづくり協議会などの地域団体、子育て支援団体、NPO、企業などと協働で、世代間交流・体験活動を実施する。

**○ ⑧多様性が輝く地域へ「心のバリアフリー」事業** **1,000 千円**

地域全体で「心のバリア」を無くし、相互理解を深めていくため、市民センター等において、障害のある人や外国人住民等に対する理解を深めるための講座や交流・体験活動を実施する。

**○ 北九州市民カレッジ事業** **4,438千円**

市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供し、自己実現の促進及び「循環型生涯学習社会」を担う人材の育成を図る。

## 6 議案要旨<条例議案>

### 【議案第 31 号】

「北九州市芸術文化施設条例の一部改正について」

<令和 4 年 2 月北九州市議会定例会議案： 1 4 ～ 1 6 ページ参照>

### 1 議案提出理由

若松市民会館は地域でのコンサート活動を行っている音楽団体の定例的な練習場所として好評を得ているが、楽器庫が整備されておらず、大型の楽器の保管が行えるよう利用者から要望を受けていた。

今回、大規模改修工事を機会に楽器庫（4 室）の整備を行ったため、条例に楽器庫使用料に係る規定を新たに定めるもの。

### 2 改正内容

若松市民会館の楽器庫（1～4）使用料を定める。

別表第 2（第 4 条関係）

若松市民会館	楽器庫 1	1 月	9, 7 0 0 円
	楽器庫 2	1 月	8, 8 0 0 円
	楽器庫 3・4	1 月	7, 1 0 0 円

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

## 7 議案要旨〈一般議案〉

### 【議案第 41 号】

#### 「北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」

〈令和 4 年 2 月北九州市議会定例会議案：60～62 ページ参照〉

### 1 議案提出理由

市民の利便性向上のため、平成 15 年 6 月から、若松高須郵便局及び八幡南郵便局の窓口で、住民票の写し等を交付するサービスを行っている。

令和 4 年 3 月末で指定期間が終了するため、引き続き当該郵便局を取扱郵便局として指定し、近隣住民へのサービスの提供を図るもの。

### 2 議案内容

#### (1) 指定期間及び指定する郵便局

指 定 期 間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

指定郵便局：若松高須郵便局、八幡南郵便局（事業開始以来、変更なし）

#### (2) 取り扱う事務

下記証明書の請求（第三者による請求は除く。）の受付及び引渡し

- ① 戸籍謄本等、除籍謄本等の請求の受付及び引渡し
- ② 住民票の写し等の請求の受付及び引渡し
- ③ 戸籍の附票の写し等の請求の受付及び引渡し
- ④ 転出届の受付及び転出証明書の引渡し 【今回から追加】
- ⑤ 印鑑登録証明書の請求の受付及び引渡し

### 3 関係法令

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第 3 条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1) ～ (4) 略

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 【議案第 47 号】

「指定管理者の指定について（北九州市旧古河鉱業若松ビル）」

＜令和 4 年 2 月北九州市議会定例会議案：76～77 ページ参照＞

### 1 議案提出理由

北九州市旧古河鉱業若松ビルについて、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経るもの。

### 2 指定管理者に管理を行わせる施設

北九州市旧古河鉱業若松ビル

### 3 指定管理者に指定するもの

株式会社スピナ

### 4 指定する期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 5 関係法令

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。